

広報かさま お知らせ版

笠間市



問合せ方法：笠間市役所本所・支所
 笠間・友部地区から TEL0296(77)1101またはTEL0296(72)1111
 岩間地区から TEL0299(37)6611

⑩市指定可燃ごみ収集袋の外装袋への広告を募集

市の財源確保および地元企業等の活性化を図るため、指定ごみ袋の外装袋への広告を募集します。

掲載場所 指定可燃ごみ袋（10枚1組）の外装袋

広告募集枠等 大・小各1枠

募集枠	掲載組数	広告料
可燃ごみ袋(大)外装袋	200,000組	200,000円
可燃ごみ袋(小)外装袋	10,000組	10,000円

規格

可燃ごみ袋（大）外装袋 縦12cm×横18cm

可燃ごみ袋（小）外装袋 縦9cm×横14cm

印刷色 青1色濃淡なし

※上記広告料の外に外装袋版代が必要になります。その他広告料以外に係る費用についても広告主の負担となります。

応募条件

【掲載できる広告】

掲載できる広告は、市民生活に関連した内容のものです。

※業種により、免許・許可番号等を掲載することになります。

【掲載できないもの】

掲載する広告の内容が次に該当するときは掲載できません。

- (1)市の公共性、中立性および品位を損なうおそれがあるもの。
- (2)風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に上げる営業に該当するもの。
- (3)貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業であるもの。
- (4)政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかかるもの。
- (5)公共の秩序および善良な風俗に反するおそれがあるもの。
- (6)その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの。

【市内事業所等の申込み要件】

申込みができるものは、市内に事業所等を有するもので市税を完納しているものとする。

【広告主の責任】

広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

応募方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告の原稿を添えて環境保全課へ提出してください。Eメール・FAXでも申込みできます。募集枠を超えて申込みがあった場合には、抽選にて決定します。

募集期間 1月18日（月）～2月10日（水）

申・問 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 環境保全課（内線127）

FAX 0296-77-1390 Eメール kankyo@city.kasama.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/gyousei/koukoku/index.html>



【お知らせ】

- ①指定ごみ袋・不燃ごみ処理券に氏名の記入をお願いします
- ②自動車税について
- ③水戸税務署からのお知らせ
- ④[友部地区・岩間地区] 農機具等を処分したい方へ
- ⑤水田農業条件整備（暗きょ排水）事業に助成します
- ⑥農地法許可申請等の受付・総会変更のお知らせ
- ⑦広報かさま1月号の訂正とお詫び
- ⑧2010年世界農林業センサスにご協力ください
- ⑨【笠間市選挙管理委員会からのお知らせ】笠間市農業委員会委員一般選挙について
- ⑩『笠間 初午いなり寿司まつり』開催
- ⑪求人は、「ハローワーク笠間」へ
- ⑫第31回茨城県警察音楽隊定期演奏会を開催

【募集】

- ⑬男女共同参画チャレンジ支援セミナーの参加者募集
- ⑭国有林モニターを募集します
- ⑮健康講座「骨粗しょう症の予防のために」を開催します
- ⑯フラダンス教室(9)を開催します
- ⑰「早春！自然散策ハイキング」の参加者募集
- ⑱市指定可燃ごみ収集袋の外装袋への広告を募集

①指定ごみ袋・不燃ごみ処理券に氏名の記入をお願いします

指定ごみ袋へ氏名を記入するのは、ごみを出す方に分別を徹底していただくことと、排出者として責任を持っていただくためです。ごみは分別をすることにより、発生を抑制して資源として再び利用することができます。

市民の皆さんと笠間市、事業者でごみを減らして限りある資源を大切に、地球にやさしい環境をつくるためにご協力をお願いします。

問 環境保全課（内線127）
 笠間支所生活課（内線72123）
 岩間支所生活課（内線73162）

②自動車税について

～自動車の登録手続きは確実に～

自動車税は、毎年4月1日の登録名義人に課税されます。自動車を他人に譲ったり、使用をやめたりしたときには、必ず関東運輸局茨城運輸支局（TEL050-5540-2017）で登録手続きをしてください。手続きをしないと、いつまでも自動車税が課税されるなどトラブルの原因となります。

自動車の登録事項に変更が生じたときは、確実に迅速に手続きをしてください。また、自動車税の納期限は毎年5月末日となっています。納期限を過ぎても未納のときは、滞納処分（差押等）が行われる場合がありますので、納付忘れにご注意ください。

問 茨城県水戸県税事務所収税第二課
 TEL 029-221-6768